

日本学生支援機構貸与型奨学金：家計が急変したとき

本奨学金は原則4月のみ募集を行っていますが、やむを得ない事由により家計が急変(事由発生時点から1年以内)した方で、次表のいずれかに該当する場合、年度の途中においても出願が可能となります。

ただし、**該当する事由を証明する書類が提出できない場合は出願できない**ことと、あくまで本制度は、やむを得ず家計が急変した方の申込機会を増やすためのものであり、急変が伴わない事由の場合や定期採用に出願し忘れた方については対象外です。

相談窓口:学生課窓口

※[事由対象者]とは、主たる家計支持者(父または母など)を指します。

※給付型奨学金の緊急・応急採用は「出願可能な事由」が異なります。詳細は、「修学支援新制度」ページをご確認ください。

緊急・応急の出願が可能な事由 ※家計の急変が伴わない場合、出願不可です。	事由を証明する書類(例) ※提出する書類はいずれもコピーで結構です
A. [事由対象者]が、会社等の倒産等により解雇、その他諸事情により早期退職した場合	解雇通知、退職証明書、または雇用保険受給資格者証など。
B. [事由対象者]が、死亡または離別した場合	死亡診断書、または戸籍謄本など。
C. [事由対象者]が、破産した場合 ※破産の手続き中の場合は対象外です。	破産手続開始決定の通知書など。
D. [事由対象者]の病気・事故・会社倒産・経営不振・その他の事由による家計急変により、申込者の属する世帯の家計に著しい支出の増大、もしくは収入の減少が発生した場合	病気や事故の場合、医師の診断書など。会社倒産や経営不振の場合、急変したことを証明できる書類。
E. 火災・風水害・震災等の災害により、申込者の属する世帯の家計に著しい支出の増大、もしくは収入の減少が発生した場合	罹災証明書、被災証明書など。

※奨学金種別・貸与月額など

学年	奨学金種別	貸与月額・学力基準	いつから (貸与始期)	いつまで (貸与終期)
全学年	緊急採用 (第一種)	「第一種」奨学金の基準に準ずる	家計急変の生じた月以降で希望する月	原則として、採用となった年度の3月まで
	応急採用 (第二種)	「第二種」奨学金の基準に準ずる	4月以降の希望月	標準修業年限が終了するまで

※すでに日本学生支援機構奨学金の第一種・第二種を貸与している場合、重複して同種の奨学金を貸与することはできません。